

厚生労働省和歌山労働局発表
令和2年9月1日（火）

担 当	厚生労働省和歌山労働局 労働基準部賃金室
	賃金室長 嶋本 輝樹
	賃金室長補佐 宮脇 秀人
	電 話 073 (488) 1152
	F A X 073 (475) 0113

和歌山県最低賃金が10月1日から時間額831円に改定 ～現行の830円から1円引上げ～

和歌山県最低賃金の改定については、和歌山地方最低賃金審議会（会長 富山 信彦）から8月5日に和歌山労働局（局長 池田 真澄）に対して答申が行われ、異議の申出等の審議を経て、本日、官報に掲載されたことで、10月1日からの発効が確定しました。

10月1日以降、和歌山県最低賃金は、現行の時間額830円から1円引き上げられて時間額831円となります。

和歌山県においては昨年度まで7年連続で10円以上の引上げが続いていましたが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい経済情勢などを踏まえ、リーマンショック後の平成21年、東日本大震災後の平成23年と同額の小幅の引上げ額となったものです。

和歌山労働局では、新しい最低賃金額について、各自治体、労使団体等に対して重点的な周知広報に努めることとしています。

最低賃金については、7月22日に中央最低賃金審議会から示された答申において、「引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」とされたことから、全国的にもこれを考慮したものとなり、答申された改定額は全国加重平均で1円の引上げ（902円）となっています。

【参考：和歌山県最低賃金額及び対前年度上昇率、上昇額】

年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
最低賃金額	731円	753円	777円	803円	830円	831円
対前年度上昇率※	2.24%	3.01%	3.19%	3.35%	3.36%	0.12%
対前年度上昇額	16円	22円	24円	26円	27円	1円

※小数点第3位四捨五入